

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
(令和8年度「市町村らしさ」発見・発信支援業務委託審査委員会) 運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号)第13条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会(令和8年度「市町村らしさ」発見・発信支援業務委託審査委員会)(以下「審査委員会」という。)の運営(企画提案プレゼンテーション審査)について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査委員会(企画提案プレゼンテーション審査)の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度「市町村らしさ」発見・発信支援業務委託に係る企画提案書の審査
- (2) 令和8年度「市町村らしさ」発見・発信支援業務委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(庶務)

第3条 審査委員会の庶務は、高度政策推進局地域ブランドグループにおいて処理する。

附 則

この運営要綱は、令和8年6月4日から施行し、令和8年度「市町村らしさ」発見・発信支援業務委託契約の締結日をもって廃止する。